

乗員・セール・艇の変更に関する規定

1 陸上での変更の申告

1.1 乗員の変更

その日の出艇以前に変更が決定している場合、その日の 2 レース目以降の変更について、その日の 1 レース目の出艇申告と併せて陸上本部へ変更届を提出すること。

1.2 セール及び艇の変更

その日の出艇以前に変更が決定している場合、その日の 1 レース目の出艇申告と併せて陸上本部へ変更届を提出すること。

2 海上での変更の申告

2.1 乗員の変更

当該校のレスキュー艇は、変更をしようとするレースのスタート信号以前に交代を完了の上、そのレースのスタート信号後、速やかに変更届を海上本部へ提出すること。なお、提出の際はレスキューフラッグを展開し、海上本部へ近づくこと。

2.2 セールの変更(スピンのみの変更を含む)

当該校のレスキュー艇は、その旨を海上本部へ「2.1 乗員の変更」に準じて変更届を提出すること。

2.3 艇の変更

当該校のレスキュー艇は、その旨を海上本部又はレスキュー本船へ搭載している国際 VHF 無線機で申告すること。レース委員会は変更する艇の帰着及び曳航に関して指示する。なお、変更届は変更後の艇が出艇申告を行う際に、陸上本部に提出すものとする。